

青森市議会基本条例の一部を改正する条例

青森市議会基本条例（平成二十五年青森市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「議員」を「次に掲げる議員」に改め、同項に次の三号を加える。

- 一 この項に規定する研修を受けたことがない議員
  - 二 この項に規定する研修の受講を希望する議員
  - 三 その他議長が指名する議員
- 第二十四条第一項中「任期開始後できるだけ速やかに」を「議員の任期開始の日から当該任期の満了の日前までの間において」に改め、「議会運営委員会において」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項の規定による検討に関する取扱いについては、議長が議会運営委員会に諮問し、決定する。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、次の一般選挙により選挙される青森市議会議員の任期の開始の日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

青森市議会基本条例を浸透させるための研修及び同条例の達成状況に関する検討時期等について、所要の改正をするため、提案するものである。